⑵　当該被合併法人等の支配関係発生前事業年度が連結事業年度である場合　当該支配関係発生前事業年度の連結確定申告書（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第２条第32号（定義）に規定する連結確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税法施行規則別表七の二付表一（当該支配関係発生前事業年度について修正申告書の提出又は更正で、同表の各欄に記載すべき金額に異動があるものがされていた場合には、当該修正申告書又は当該更正に係る更正通知書のうち、最も新しいものに添付された同表又は同表の各欄に記載すべき金額が記載された書類）のうち当該被合併法人等に係るもの

別表七㈠付表五の記載要領等第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和５年旧措置法」という。）」に改め、同第11号中「欄は、」の次に「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和５年財務省令第19号）第１条の規定による改正前の」を加え、同号㈡中「租税特別措置法」を「令和５年旧措置法」に改め、同第三号㈠及び㈡中「租税特別措置法」を「令和５年旧措置法」に改め、同号㈢中「に係る」の次に「法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税法施行規則」を加え、同第四号㈠を次のように改める。

⑴　別表七㈠「３」の金額のうちに法第57条第２項（欠損金の繰越し）又は令和２年改正法附則第20条第１項（欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定により欠損金額とみなされた金額（同項の規定により欠損金額とみなされた金額にあつては、次に掲げる金額に係るものに限る。⑴において「特例対象外欠損金額」という。）がある場合には、当該特例対象外欠損金額を控除した金額を記載すること。

イ　令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（ロにおいて「令和２年旧法」という。）第81条の９第２項第１号イ（連結欠損金の繰越し）に規定する災害損失欠損金額

ロ　令和２年旧法第81条の９第２項第２号に定める金額

ハ　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第155条の21第２項（連結欠損金個別帰属額等）の規定により同項に規定する連結欠損金個別帰属発生額に加算された金額（同項第２号に定める金額に限る。）

別表七㈠付表五の記載要領等第四号㈡中「及び令和２年旧法第58条第１項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）に規定する災害損失欠損金額」を削り、同第五号中「租税特別措置法」を「令和５年旧措置法」に改める。

別表七㈠の表中

別表七の三「15」

を

別表七の二「15」

に、

通算開始・加入事業年度である場合			通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始した場合	
通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額 （前期の別表七(一)「5」）	制限対象欠損金額	開始・加入時持込対象欠損金額 ((8)－(9))又は(別表七(二)付表四「5」)	控除未済欠損金額 (前期の(4)＋(7))	制限対象欠損金額

を

業を開始した場合	
控除対象欠損金額 ((11)－(12))又は(別表七(二)付表四「5」)	調整後控除未済欠損金額 (10)又は(13)

を

通算開始・加入事業年度である場合			通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始した場合		
通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額 （前期の別表七(一)「5」）	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額 (15)－(19)	控除対象欠損金額 （支配関係事業年度前の事業年度にあつては０、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては(8)と(9)のうち少ない金額）	控除未済欠損金額 (前期の(4)＋(7))	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額 (15)－(19)	控除対象欠損金額 （支配関係事業年度前の事業年度にあつては０、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては(11)と(12)のうち少ない金額）